

## 選定基準及び配点

| 評価項目                    |                                                                                       | 配点  |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 1 住民の平等利用の確保(適合しなければ失格) |                                                                                       | ○×  |
| (1)                     | 一部の住民に対する不当な利用制限はないか。                                                                 |     |
| (2)                     | 一部の住民を不適当に優遇していないか。                                                                   |     |
| 2 開業準備と人材確保(適合しなければ失格)  |                                                                                       | ○×  |
| (1)                     | 受託者は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し必要な研修等を行うこと。                                      |     |
| (2)                     | 受託者は、本施設に勤務している職員に対して、雇用条件を明示のうえ、引き続き施設で従事することを職員が希望し、雇用契約に合意する意思を示した場合は、雇用契約を締結すること。 |     |
| 3 住民に対するサービスの向上         |                                                                                       | 15  |
| (1)                     | 住民にとって利便性が高まっているか。                                                                    |     |
| (2)                     | 初めての利用者に対して利用しやすい環境整備を行っているか。                                                         |     |
| (3)                     | 自主事業を行う場合、収益性や利用料金等の設定金額はどうか。                                                         |     |
| 4 公の施設の設置目的の効果的な達成      |                                                                                       | 25  |
| (1)                     | 施設の利用を促進させる情報提供や広報がとられているか。                                                           |     |
| (2)                     | 住民からの要望に対し、柔軟に対応できる計画となっているか。                                                         |     |
| (3)                     | 管理運営業務の計画に創意工夫が図られているか。                                                               |     |
| (4)                     | 地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか。                                                          |     |
| (5)                     | 地域活性化に資する事業計画となっているか。                                                                 |     |
| 5 公の施設の適正かつ効果的な管理運営     |                                                                                       | 25  |
| (1)                     | 管理に係る収支計画は適正か。                                                                        |     |
| (2)                     | 管理経費の縮減に向けた取り組みがなされているか。また、経費の縮減が利用サービスの低下を招いていないか。                                   |     |
| (3)                     | 個人情報保護の体制とそのチェック機能は十分か。                                                               |     |
| (4)                     | 施設の質を維持又は向上させるものであるか。                                                                 |     |
| (5)                     | 利用者及び施設管理業務の従事者の安全管理が適切に計画されているか。                                                     |     |
| 6 適正かつ確実な施設運営を行う申請団体の能力 |                                                                                       | 35  |
| (1)                     | 経営状況や財務状況は問題ないか。                                                                      |     |
| (2)                     | 法令等を遵守した経営が行われているか。                                                                   |     |
| (3)                     | 当該施設又は類似施設の管理及び運営の実績はどうか。                                                             |     |
| (4)                     | 苦情処理や災害等の緊急時に迅速かつ適正に対応できる体制であるか。                                                      |     |
| (5)                     | 人員配置計画は妥当か。                                                                           |     |
| (6)                     | 施設の維持管理に必要な資格等を有する者の確保がなされているか。                                                       |     |
| (7)                     | 職員の資質向上に向けた取り組みを行っているか。                                                               |     |
| 合 計                     |                                                                                       | 100 |

## ●採点基準：5段階評価

(5：優れている、4：やや優れている、3：普通、2：やや劣っている、1：劣っている)

## ●各委員持ち点100点

## ●出席委員全員の点数を合計した総合計得点が、最も高い団体を指定候補者とする。

## ●出席委員の総合計得点が2番目に高い団体を次点とする。